

宮崎県森林環境税活用検討委員会設置要綱

平成18年5月10日

環境森林部環境森林課

(設置)

第1条 宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）第1条に規定する森林環境税基金の適正な運用を図るため、「宮崎県森林環境税活用検討委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 森林環境税基金を活用した施策に関すること。
- (2) 公募事業の検討、選定に関すること。
- (3) 実施事業の成果の検証に関すること。
- (4) その他森林環境税及び森林環境税基金の運用に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、公募及び指名により、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、環境森林部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）が廃止された時に効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

宮崎県森林環境税活用検討委員会委員

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日

氏 名	職 名 等	備 考
おがた ゆきこ 緒方 由紀子	木育サポーター	(公募委員)
かわ かみ かず え 川上 和枝	森林環境教育推進員	
くろ き よし のり 黒木 由典	公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長	
さ とう みつぐ 佐藤 貢	日之影町長	
とみ おか えつ こ 富岡 悦子	住友ゴム工業株式会社宮崎工場 CSR 推進委員	
なか たけ とも かず 中武 智和	宮崎県林業研究グループ連絡協議会 会長	
ひ だか もと はる 日高 基晴	森林ボランティア	(公募委員)
ふく なが えい こ 福永 栄子	地域コーディネーター	
ふじ かけ いち ろう 藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	
みや ざき きょう こ 宮崎 香子	NHK 宮崎放送局キャスター	
10名		

50音順（敬称は省略させていただきます）